

院外処方せん発行説明資料

《 保険薬局向け 》

第2版

2012年7月

山形済生病院 薬剤部

当院における院外処方せんの本格的発行に伴う保険薬局向け説明資料

山形済生病院 薬剤部

- I. 当院の診療体制について
- II. 当院の採用薬および発行対象について
- III. 当院における調剤内規について
- IV. 後発医薬品等の代替調剤について
- V. 一般名処方について
- VI. 疑義照会について
- VII. その他

I. 当院の診療体制について

平成 23 年 3 月 1 日（木）より、当院におきましても、本格的に院外処方せんを発行することとなりました。以下に、現在の当院の診療状況をお知らせいたします。

なお、標榜診療科等は、当院ホームページを参照してください。

【外来受付時間】

月～金曜日 午前 8：45～11：00 午後 1：30～3：00
土曜日 午前 8：45～11：00

【電子カルテ等】

電子カルテ、処方オーダーリングシステム（ソフトウェアサービス社）運用中

※近隣では、山形市立病院済生館、寒河江市立病院 と同じシステムです。

※システム上の不具合がない限り、手書き処方（追加も含む）は発生しません。

【外来処方せん枚数】

平成 23 年 11 月 9,959 枚（1 日平均 415 枚） 院外処方せん発行率：0.65%

【平日午後 5 時以降の処方入力患者数】

平成 23 年 11 月 平均 10.4 人（最終患者処方入力時刻 平均 18：12 最長 19：39）

【土曜日午後 1 時以降の処方入力患者数】

平成 23 年 11 月 平均 12.5 人（最終患者処方入力時刻 平均 14：48 最長 15：52）

II. 当院の採用薬および発行対象について

【採用品目数】平成 23 年 11 月現在

常備購入医薬品数：1,010（内用薬：699 外用薬：311）

試用購入医薬品数：54（内用薬：48 外用薬：6）

合計：1,064（内用薬：747 外用薬：317）

【採用品目の公開】

上にあげる「常備購入医薬品」「試用購入医薬品」の他に、「院外処方専用登録医薬品」の準備を進めております。

採用（登録）医薬品は、2 月上旬に当院ホームページに掲載いたします。

（奇数月が薬事委員会のため、偶数月の月上旬に更新をしていく予定です）

【院内処方に対応する患者】

- 入院患者
- 時間外・休日診療の患者
- 交通事故の患者
- 労災の患者
- 無料低額診療の患者（済生会施設入居者等、生保は除く）
- 一部の自由診療の患者（A I H、I V F 他）
- 以下の薬を含む患者
自費の自己注射薬、プラセボ、病名なしの適応外使用の薬
複数科受診でいずれかが院内処方の患者

【院内処方に対応する医薬品等】

- **医薬品**
 - 当日の他の処方も院内にする必要があるもの（もれなく院内）
【注射薬】自費の自己注射薬
【プラセボ】乳糖、トモロシゲンポン
【適応外使用】あきらかな適応外使用（病名なし）
 - 当該薬は処方料を算定しないもの（他は院外）
【検査薬】ニフレック配合内用剤（ムベソ）、ビジクリア配合錠、
ラキバロン（エットドーズ）、マグコロールP、センサイト
【患者への投薬はない】抗がん剤前投薬、診察室服用薬
【在宅医療】在宅療養指導管理料を算定する注射薬
（インスリン製剤、パリンCa皮下注射液、フォルテオ注 他）
 - 当該薬は無償で提供するもの（他は院外）
【院内製剤】
【治験薬】
- **医薬品以外**
 - 在宅管理料に含まれるもの（他は院外）
【消毒綿】ワシヨットプラス、自己導尿関連（薬含む）
 - 血糖自己測定器加算に含まれるもの（他は院外）
【血糖測定電極】グルテストセンサー、LFS クイックセンサー、G3b 電極
【穿刺器】ジェントレット、メディセーフ
【穿刺針】ジェントレット針、メディセーフ針
 - その他（他は院外）
【検査薬】サンケン Klin 食
【注射針】インスリン注射針
【他】低血糖時用ブドウ糖

【療養の給付と直接関係ないサービスについて】

『自由診療』は、保険外診療にあたりますので、保険診療と同日診療は禁止されておりますが、『療養の給付と直接関係ないサービス』は、保険診療と同日の取扱いができ、かつ自費徴収ができるものです。当院においては、以下の内容が該当します。

タミフルの予防投与（保険外）、禁煙補助剤（保険外）、低用量ピル、
勃起不全治療薬、男性型脱毛症治療等の処方、

以上のものは、院外処方として扱います。実費請求についての説明をお願いします。
なお、プラノバールの自費分につきましては、院内処方で行います。
（プラノバールの保険分は、院外処方です）

Ⅲ. 当院における調剤内規について

以下に示す当院における調剤内規の内容は、あくまで参考程度に記載しており、同じ様に調剤をお願いするものではありません。ただし、調剤方法で変更になる部分がありましたら、患者さんへの説明をしていただきますようお願いいたします。

1. 用法、用量、説明書、薬袋などについて

- ① 処方せんには、内服薬は1日量・処方日数を、頓服薬は1回量・回数を、外用薬は総数量を記載する。（現在内服薬において、システム上1回量の記載をしていない。）
 なお、薬袋の下部には、内服薬・頓服薬の名称と1回量を記載する。
 また、後発品の場合には、対応する先発品名を、薬袋下部、薬情、お薬手帳にカッコ書きで記載する。

例) アロプリノール錠 100mg (ザイロリック)

- ② 次に示す薬品は単独（別）薬袋とする。

単独（別）薬袋		
麻薬	頓服薬	緩下剤
睡眠剤	糖尿病用薬	ビスホスホネート製剤
ワルファリン製剤	漢方薬	抗がん剤
インスリン製剤	外用薬	その他用法が特殊な薬品

- ③ PTP・ヒートでの調剤では、1回の服用が2個以上の場合、「1回2個ずつ」などの紙を添付する。
 ④ 漢方薬、ガナトン錠等について、「食後」の用法でも処方される。
 ⑤ 『お薬説明シート』を薬袋に同梱する医薬品リスト
 ※あらかじめ製品包装内に入っているシートを使用するものは、以下のリストから除外

内服薬（メーカー作成の説明シートを毎回添付）		
ルボックス	リフレックス	レミッチ
エパデールS	ビ・シフロール	ユリノーム
ゾーミッグRM	レルボックス	アコレート
リウマトレックス	ニトロール	ニトロペン
レナジェル	レグパラ	ホスレノール
クラビット	バルトレックス顆粒	クラリシッドDS
アベロックス	ジスロマックSR	フロモックス細粒
ランサップ	ランピオン	タミフル
リレンザ	イナビル	ウテメリン
エストラーナ	アンジュ	ディピゲル
ディナゲスト	リウマトレックス	プログラフ
ビスホスホネート製剤 （飲み方）	ビスホスホネート製剤 （服用中の提示カード）	エストラサイト
イメンド	イレッサ	タルセバ
オダイン	ユーゼル	ティーエスワン
ユーエフティ	グルコバイ	ベイスン
セイブル	キネダック	SU剤
グラクティブ	ジャヌビア	エクア
グルファスト	メトグルコ	ファステック
リリカ	プラザキサ	ウブレチド

内服薬（メーカー作成の説明シートを毎回添付）		
シングレア細粒	メルカゾール	イソバイド
プロペシア	チャンピックス	他

外用薬（メーカー作成の説明シートを毎回添付）		
グリセリン浣腸	ペンタサ注腸	プレドネマ注腸
ルリコン液	スピール膏	ノルスパンテープ
ベセルナクリーム	プロトピック軟膏	ディフェリンゲル
アラセナA軟膏	ネリプロクト軟膏	ポステリザン軟膏
リズモンTG点眼	タプロス点眼	エイゾプト点眼
ベストロン点眼	ベストロン点耳	点耳、耳浴の方法

他

注射薬（メーカー作成の説明シートを毎回添付）
インスリン製剤

他

院内独自で作成している説明シート
ワルファリン製剤の服用方法・注意
ファンギゾンシロップの使用方法
低用量ピルの使用方法
アルファロール液の使用方法など
アンヒバ1／2個、アンヒバ1／3個、アンヒバ2／3個
点鼻方法（通常の方法・懸垂頭位法の2種類）

他

2. 一包化調剤について

- ① 当院における一包化調剤（以下 ODP／ワンドーズパッケージ と略す）は原則縦割りとし、処方せん内で、処方日数が同じ薬剤をまとめて分包する。（ODP 対象外薬を除く）

※縦割り…服用タイミング毎に異なる薬袋に分包する。

- 例1) A薬3錠 1日3回毎食後 28日分
B薬1錠 1日1回朝食後 28日分

A薬とB薬を朝食後で分包し、朝食後の薬袋に入れる。

A薬 を昼食後で分包し、昼食後の薬袋に入れる。

A薬 を夕食後で分包し、夕食後の薬袋に入れる。

ODP は、システムの患者属性として登録してあるため、例え1品目だけの処方でも、ODP を行う。

- 例2) A薬3錠 1日3回毎食後 28日分

A薬を朝食後で分包し、朝食後の薬袋に入れる。

A薬を昼食後で分包し、昼食後の薬袋に入れる。

A薬を夕食後で分包し、夕食後の薬袋に入れる。

- ② 医師より ODP の指示がある場合に実施する。

- ③ 当院で現在 ODP の対象外としている薬剤は以下の通りである。
- ・頓服用法の薬剤（頓服指示、片頭痛発作薬、狭心症発作薬など）
 - ・患者による服用調整が予想される薬剤（催眠・鎮静薬、下剤、性ホルモン製剤など）
 - ・用法や包装が特殊な薬剤（メトトレキサート製剤、ランサップ、ビスホスホネート製剤、禁煙補助剤、勃起不全治療薬、男性型脱毛症薬、経口避妊薬など）
 - ・その他、抗悪性腫瘍剤投与時に使用する制吐薬、食後過血糖改善薬、抗がん剤、免疫抑制薬、麻薬など
 - ・脱包装で薬剤品質が損なわれるもの
- ④ 単独薬袋で払い出している薬剤が、ODP となった場合、単剤でも縦割り ODP をする。
- ・処方が 1 品目のみで ODP の場合、システム的に分包する。
- ⑤ ODP の場合、錠剤と散剤は、当院では別包にする。
- ⑥ コデインリン酸塩錠 20mg「クダ」は、分包紙に『コデイン錠 20mg』と印字し、1 錠／包で予製する。

3. 半錠について

- ① 半錠の処方があった場合、分割が可能であれば分割し ODP で調剤する。
- ※割線がないものでも、半錠で調剤しているものもある。
- ② 半錠にできないもので、粉砕が可能なのは粉砕して調剤する。
- ③ 不均等分割で 1-0-0.5 などの処方は、整数錠も分包する。

4. 散薬について

- ① 散薬（分包する場合）について、縦割り調剤は行わない。
- ② 賦形剤について
- 賦形基準：1 包あたり 0.3 g に満たない場合、0.3 g の賦形剤を加える。
- 賦形剤：基本的に乳糖（乳糖「ハイ」EFC 倍散用結晶）を使用
- ただし、イスコチンの場合は、トウモロコシデンプンを使用
- ③ 粉砕指示について
- 粉砕可能なものだけ粉砕し調剤する。
- 粉砕できないもの（吸湿性他）、粉砕不要なもの（OD錠）は粉砕しない。
- ④ 基本的に、分包紙に印字はしていない。ただし、以下の場合には、印字を行う。
- ・ワルファリンの粉砕の場合 → 分包紙に『ワルファリン ○mg』と印字
 - ※現在、ワルファリンの顆粒は採用していない。
 - ・患者からの希望があった場合、その内容を印字
- ⑤ カプセル剤の粉砕は手ばらして行う。
- ⑥ 錠剤、カプセル剤を粉砕した場合、粉砕薬をふるいで篩過する。

5. 水薬について

① 内用水薬

- ・1瓶最大10日分までとしている。(アルロイドGなどを除く)
- ・1回服用量は整数値とする。整数値にならない場合、蒸留水を加える。
- ・服用方法の指示は、mL指示とし、薬杯の目盛に黒線を引く。薬袋に1回服用量を記入する。
- ・以下の薬剤は、希釈せずに原液で調剤する。
薬剤毎に+αのメスアップ量を設定している。メスアップは薬剤そのもので行なう。
例) アルファロール液、アルロイドG、イトリゾール内用液、インクレミンシロップ、デパケンシロップ、トランサミンシロップ、トリクロリールシロップ、ファンギゾンシロップ、フェノバルエリキシル、ミルマグ内用液など
- ・混合したものは、「冷所保存」「よく振ってお飲み下さい」などを薬袋に表記する。
- ・容器は基本的に半透明のもの(目盛・薬杯付)を使用する。

② 外用水薬

- ・容器は褐色のものを使用する。(内用水薬の容器と区別)
- ・以下の点鼻液は、10mL規格の点鼻容器(透明)に入れて調剤する。
トラマゾリン点鼻液、プリピナ液
- ・容器には、「外用薬 のんではいけません」のシールを貼る。

6. 外用薬について

- ① 点眼薬はユニパックに入れて投薬する。
- ② 溶解する必要のある点眼薬、点耳薬は、投薬時に説明しながら溶解する。
 - ・複数本の処方時には、そのうち1本のみ溶解する。
 - ・ただし、使用歴があり、溶解不要の場合には溶解はしない。

7. 一包化および粉砕指示について

- ① 服薬向上の目的にて、ODP指示や粉砕指示を行う場合がある。
- ② 当院の指示は、患者毎に患者属性として、医師が設定する。
- ③ 当該指示を行う場合には、処方せんの備考の欄に記載する。
- ④ 処方内容が外用薬のみの場合でも、一包化指示や粉砕指示が印字される場合があるが、その場合には、当該指示は無視する。

IV. 後発医薬品等の変更調剤について

【承認範囲内のもの】(平22保医発0305・12)

処方医が、「備考」欄中の「保険医署名」欄に署名等を行っていない場合、処方せんに記載した医薬品と類似する別剤形の内服薬で調剤すること。

- ア. 錠剤(普通錠)、錠剤(口腔内崩壊錠)、カプセル剤、丸剤
- イ. 散剤、顆粒剤、細粒剤、末剤、ドライシロップ剤(内服用固形剤として調剤する場合)
- ウ. 液剤、シロップ剤、ドライシロップ剤(内服用液剤として調剤する場合)

後発医薬品への変更、含量規格の異なる後発品への変更、又は類似する別剤形の後発品への変更が可能であることが明らかな場合。

→患者に対して説明し同意を得ることを条件に、処方薬に代えて、後発薬品を調剤することができる。

保険薬局において、後発医薬品への変更調剤を行った場合には、調剤した薬剤の銘柄等について、処方せんを発行した保険医療機関に情報提供すること。

ただし、当院との間で調剤した薬剤の銘柄等に係る情報提供の要否、方法、頻度等に関してあらかじめ合意が得られている場合は、当該合意に基づいた方法等により情報提供を行うことで差し支えない。(通知文)



後発医薬品への変更調剤を行った内容は、当院への情報提供は不要です。
次回診察時のためにお薬手帳へ変更内容のご記入をお願いいたします。

【承認範囲外のもの】

以下のものは、基本的に変更調剤はしないでください。

- ・後発品 → 先発品
- ・剤形が違うもの（散剤→錠剤 等）
- ・先発品で規格が違うもの（5mg2錠→10mg1錠、1mg0.5錠→0.5mg1錠 等）

特段の理由により、変更調剤を行う場合には、調剤前に当院薬剤部へ電話で問い合せください。

問い合わせた内容は、「問い合わせ内容の連絡票」にて、その内容を FAX してください。当日中に当院薬剤部までFAXにてお願いします。(資料後部参照のこと)

また、次回診察時のためにお薬手帳へ変更内容のご記入もお願いいたします。

V. 一般名処方について

当院では、国の推進する施策に則り、後発品が存在する医薬品について、薬価基準に記載されている品名に代え、一般的名称に剤形及び含量を付記した記載（いわゆる「一般名処方」）による処方箋の交付を以下の内容にて開始いたします。

●開始時期：平成24年7月5日（木）より

●院外処方箋への表記ルール

【般】＋ 一般名 ＋ 剤型 ＋ 含量

ただし、配合剤や一部の徐放剤等、表記に公的基準がないものについては、調剤過誤や現場の混乱を避けるため、厚労省からの基準が明らかになってからの対応とし、当面は一般名処方を見送る医薬品もあります。

※記載例につきましては、当院ホームページ内、保険薬局向けを参照してください。

●保険薬局から当院への『一般名処方の調剤銘柄』情報のフィードバック（FAX返信）は、不要とします。

問い合わせ内容は、「問い合わせ内容の連絡票」にて、その内容を FAX してください。当日中に当院薬剤部まで FAX にてお願いします。(資料後部参照のこと)

また、次回診察時のためにお薬手帳へ変更内容のご記入もお願いいたします。

VI. 疑義照会について

- ア. 処方内容に関する疑義照会 ☞ 当院薬剤部
- イ. 保険に関する疑義照会 ☞ 当院医療支援課
- ウ. **疑義照会は、電話で行ってください。**

(1) 問い合わせが必要な内容について

- a) 先発品同士の変更
例) アムロジンOD錠 → ノルバスクOD錠
- b) 先発品の剤形変更
例) タケプロンOD錠 → タケプロンカプセル
- c) 外用薬の剤形変更は不可
例) 軟膏→クリーム of 製剤の変更など
- d) 先発品同士の処方規格の別規格への変更 (別規格の製剤がある場合)
例) 5mg 錠 1回2錠 → 10mg 錠 1回1錠
40mg 錠 1回半錠 → 20mg 錠 1回1錠
- e) その他、調剤上、疑義照会が必要なもの

(2) 問い合わせが不要な内容について

- a) コンプライアンス等の理由により、無料で粉砕・混合すること
※安定性のデータに留意し患者に十分説明してください。
※粉砕・混合加算が算定される場合、疑義照会をしてください。
- b) コンプライアンス等の理由により、無料で一包化調剤すること
※安定性のデータに留意し患者に十分説明してください。
※一包化加算が算定される場合、疑義照会をしてください。
- c) 経過措置による名称の変更に関すること
患者に十分説明のうえ、変更して調剤をお願いします。

(3) その他

- a) 後発医薬品不可処方せんを後発医薬品可とする変更については、疑義照会を行わず次回診察時に患者さんが直接申し出る運用にしております。変更不可のまま調剤し、患者さんへその旨説明をお願いいたします。
- b) 疑義照会対応時間は、原則として診療時間内とします。
なお、緊急を要する疑義照会が発生した場合は、上記の限りではありません。

山形済生病院

院外処方疑義照会及び問い合わせ連絡先

1. 処方内容に関するもの（薬剤部）

電話 023-682-1111
FAX 023-682-0127

2. 保険に関するもの（医療支援課）

電話 023-682-1111
FAX 023-682-0112

※電話の場合、電話交換手に、問い合わせ内容が、
『処方に関する件』か、『保険に関する件』か
最初に伝えてください。

Ⅶ. その他

(1) 院外処方せんの偽造防止対策

院外処方せんに記載してある全情報を処方せんの空いているスペースに『QRコード』にて印刷します。処方せんを受け取った保険薬局は、『QRコード』を読み込むことで、処方せんの改ざんがないかを確認することが可能です。必要時、利用してください。

QRコード仕様とバージョン：J A H I S V e r . 2

(2) 処方内容の削除について

院外処方せんで処方されている医薬品で、患者さんより不要であるとの申し出を受けた際、当院薬剤部へ電話にてお問い合わせください。

処方医の了承で、処方薬品が削除となった場合、「問い合わせ内容の連絡票」にて、その内容を FAX してください。

(3) 処方内容の薬品追加と日数変更について

患者さんより、処方医より聞いている薬品が処方されていない、または処方日数が異なる、との申し出を受けた際、当院薬剤部へ電話にてお問い合わせください。

処方医の了承で、処方薬品の追加、または処方日数の変更となった場合、「問い合わせ内容の連絡票」にて、その内容を FAX してください。

(4) 抗がん剤の服薬指導について

告知を基本としておりますが、院外処方せんでは告知の有無はわかりません。まずは“処方医からどのように説明を受けているか”を患者さんに尋ねてから対応してまいりますようお願いいたします。

(5) お薬手帳の表記のお願い

当院では、後発品の調剤の確認方法として、お薬手帳の活用を推進しております。お手数ですが変更調剤の際には、変更された先発名がわかるようにお薬手帳に記載していただきますようお願いいたします。

例) チザニジン錠 (テルネリン)

(6) 患者さんの説明のお願い

- ・開店・閉店の曜日や時間について
- ・FAX送信とその取り扱いについて
- ・患家への配達サービスの有無と料金について

(当院では、トラブル防止のため、各薬局の配達サービスに関する情報については、各薬局へお聞きくださるよう患者さんへお話しします。)

(7) 調剤過誤が起こった場合について

調剤過誤が生じた場合は、速やかに「調剤過誤報告書」を薬剤部へFAXするとともに、電話連絡してください。(資料後部参照のこと)

(8) 処方に関わらない患者情報のフィードバックについて

保険薬局で患者さんの訴えや服薬状況等の情報のフィードバックが必要と感じた際には、薬剤部へFAXにて報告をお願いいたします。(書式自由)

[備考]

第1版：平成24年1月13日

第2版：平成24年7月4日 (一般名処方関連追加、情報フィードバック不要へ変更)

問い合わせ内容の連絡票

問い合わせを行った場合は、この票を、以下までFAXしてください。

山形済生病院 薬剤部 **FAX番号 023 - 682 - 0127**

処方年月日	平成 年 月 日 (曜日)		
患者ID		患者氏名	
診療科名		保険医氏名	

問い合わせの有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
【 問い合わせの内容 】 薬剤名 (メーカー名)、規格、用量 等			
処方せん記載		変更後	

保険薬局名	薬局		
電話番号		FAX番号	
薬剤師名			

病院使用欄			

調剤過誤報告書

調剤過誤が生じた場合は、この報告書を薬剤部へFAXし、連絡してください。

山形済生病院 薬剤部 **FAX番号 023 - 682 - 0127**

処方年月日	平成 年 月 日 (曜日)		
患者ID		患者氏名	
患者住所		患者TEL	
診療科名		保険医氏名	

発生日時	平成 年 月 日 (曜日)	午前 午後	時 分頃
1. 調剤過誤の内容			
2. 発見の経緯 (状況)			
3. 対処の内容 (保険医からの指示を含む)			
4. 患者の状態・感情等 (客観的事実)			
5. 再発防止策			

保険薬局名	薬 局		
電話番号		FAX番号	
管理薬剤師名			

病 院 使 用 欄			